

対話形式で分かる

医療費控除のお話（通院費編）

青色申告会職員の青色太郎さんと新人職員の鶴見花子さんが医療費についてお話しています。



青色：今日は医療費控除の中でも通院費について説明しましょう。

花子：お願いします。

青色：まずは、いきなり質問します。そもそも医療費控除ってどんな控除なのか説明して下さい。

花子：えーと、医療費控除とは『自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合は、一定の算式で計算した金額を所得金額から控除することが出来る』所得控除の一つです。

青色：よくできました。正解です。

花子：あの、医療費って治療費とか薬代とかしかダメと思ったんですが、通院費も控除対象になるんですか。

青色：そうだね、近所に医療機関等があれば歩いても行けるけど、それが遠方だったり近所でも、病状やケガの具合で交通機関を利用せざるを得ない場合もあるよね。そんな時の交通費が医療費控除の対象となるんだよ。

花子：ということは、バス代や電車賃とかもそうだし、そうそうタクシー代なんかもなるんですね。

青色：はい、その通り。但し、タクシー代については一般的に医療費控除の対象とはならないんだ。だけど、病状やケガの程度等からみてその利用を余儀なくされる場合や、電車・バスの利用が出来ない場合は医療費控除の対象となるよ。

花子：あっ、そうだ先日、母が通院のため父にマイカーで病院に連れてってもらったのですが、ガソリン代や駐車料金もなるのですね。

青色：残念ながら、マイカーによる通院の費用は医療費控除の対象とはならないんだよ。

花子：え～、そんな一、ちゃんと領収証もあるのに……。何故、マイカーではいけないんですか。

青色：通院費が医療費控除の対象となるには『人的役務の提供の対価があったかどうか』がポイントになるんだよ。